

平成21年第1回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録  
2月19日（木曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成21年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成21年2月12日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成21年2月19日（木） 午後2時  
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

---

午後2時0分 開会

出席議員 20名

1番	山崎 数則	12番	大山 圓賀
2番	鎌田 基志	13番	宝城 明
3番	綾野 和男	14番	三枝 邦彦
4番	三笠 輝彦	15番	安井 信之
5番	野口 勉	16番	糸井 明人
7番	三木 まり	17番	蓬 清二
8番	綾 宏	18番	青木 義勝
9番	我部山 耕造	19番	村瀬 秀則
10番	秋山 忠敏	20番	服部 武
11番	松岡 善一	22番	高木 堅

欠席議員 2名

6番	香川 脩	21番	佐々木 勇
----	------	-----	-------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	総務課 総務 グループリーダー	田中正徳
副広域連合長	新井 哲二	事業課資格管理 グループリーダー	山崎 俊哉
副広域連合長	藤井 賢	議会事務局長	松下 俊一
事務局長	小山 正伸	事務局書記	八木 真澄
事業課長	石井 克範		

## 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

議案第1号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第2号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業  
特別会計予算

議案第3号 香川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁  
償等に関する条例の一部改正について

議案第4号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基  
金条例の一部改正について

議案第5号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の  
一部改正について

議案第6号 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第2号)

議案第7号 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算(第2号)

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員提出議案第1号 香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改  
正について

(趣旨弁明・質疑・討論・採決)

日程第6 陳情第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付に関する陳情  
(討論・採決)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第7号まで

日程第5 議員提出議案第1号

日程第6 陳情第1号

---

○議長（三笠輝彦君）これより平成21年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



#### 日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

観音寺市議会から選出されておりました秋山忠敏君が昨年12月3日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました井上浩司君の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において10番に指定いたします。



#### 日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



#### 日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において7番三木まり君及び22番高木 堅君を指名いたします。



#### 諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（松下俊一君）議案第1号～議案第7号、議員提出議案第1号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）なお、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付いたしてあります陳情文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第7号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成21年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として166万3,000円を措置したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め被保険者証の一斉更新に伴う郵送料としての通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び維持管理経費のほか、丸亀市を除く派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務経費を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務経費など、合わせて4億6,808万1,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、特別対策事業の一環として、制度の周知、啓発に係る広報費等に要する経費を、また医療費適正化事業として懇話会の開催経費や、医療給付と介護保険給付との突合処理委託費等として1,470万8,000円を計上したものでございまして、以上、一般会計の予算総額は4億8,495万2,000円となり、平成20年度当初予算に比べ金額で3,223万1,000円、率にして約7.1%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化推進費補助金を、第4款「繰入金」では、基金からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を

図った次第でございます。

次に、議案第2号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、特別会計予算の主要な部分を占めます被保険者の医療に要する療養給付費等を初め、移送費及び審査支払手数料を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費と新年度から新たに支給する高額介護合算療養費を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費を、合わせて1,181億4,045万3,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金として8,118万8,000円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費への財政影響を緩和するための共同事業に対する拠出金として2,025万7,000円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施するための経費として4億281万6,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」では、市町が払い戻した過年度分の過誤納保険料等相当分を補てんするための経費として1,724万3,000円を計上したものでございまして、以上、特別会計の予算総額は1,186億6,695万8,000円となり、平成20年度当初予算に比べ、金額で96億5,356万8,000円、率にして約8.9%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、健診事業費補助金及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金等を、第4款「支払基金交付金」では、いわゆる現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第7款「繰入金」では、被用者保険の被扶養者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減分を補てんするため、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、特別職の職員等の報酬の支給に関し、事務の効率化を図るため、関係条文を整備するものでございます。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、平成21年度の所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減のための財源等を基金として造成するため、関係条文を整備するものでございます。

主な改正内容といたしまして、まず、第2条は、基金の額に高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を追加するものでございます。

また、第6条は、広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び市町が実施する後期高齢者医療制度に関する説明会を開催並びに周知及び広報やきめ細やかな相談を実施するための体制整備など、特別対策事業に要する経費のほか、平成21年度における被保険者均等割額の9割軽減など所得の少ない被保険者に係る保険料の減額のための経費に財源を充てる場合にも処分することができることとするものです。

なお、附則の第2項は、平成23年3月31日限りで、この条例の効力を失うものとするものでございます。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成21年度以降における所得の少ない者に係る保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備するものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず、第17条第1項第1号の2は、7割軽減世帯のうち、被保険者全員の所得がない場合は、被保険者均等割額を9割軽減するための規定を新たに設けるものでございます。

また、同条第2項は、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円、年金収入では211万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額の5割軽減措置を、平成21年度以降も継続して実施するための規定を新たに設けるものでございます。

なお、附則の第13項は、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置を、平成21年度においても継続して実施するための規定を設けるものでございます。

次に、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行うとともに、不用額が生じる見込みのあるもので、おおむね10万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたほか、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等に係る特別対策事業費など、国において補正予算措置が講じられた関連事業費について、それぞれ措置したものでございます。

まず、議案第6号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、非常勤嘱託職員が2人減ったことなどによる報酬の減額、派遣職員の新陳代謝等に伴う職員給与費の減額、第三者行為求償額が当初の予定を下回る見込みになったことによる事務手数料の減額、医療費通知・高額療養費等支給決定通知の発行件数の減及びレセプト2次点検を10月から開始したことなどによる委託費の減額、民生費への振りかえによる印刷製本費の減額、入札制度や競争見積もりの実施による備品購入費等の節減などのほか、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」、第2項「社会福祉費」では、特別対策事業のうち、きめ細やかな相談を実施するための体制整備としてのサーバーの増設及び設置に伴う経費や、標準システムの改修経費としての国民健康保険中央会への負担金のほか、被用者保険の被扶養者であった方や所得の少ない被保険者に係る平成21年度における保険料の減額のための経費について、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金への積立金として措置することなどがございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は4億8,207万円の増額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと12億7,439万4,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を減額補正するほか、第2款「国庫支出金」では、平成21年度における所得の少ない被保険者に係る保険料軽減の補てん経費として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第4款「繰入金」では、特別会計及び基金からの繰入金を、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、それぞれ補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第7号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1款「保険給付費」、第1項「療養諸費」では、被保険者数が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから療養給付費負担金を、第2項「高額療養諸費」及び第3項「その他医療給付費」では、支給対象件数が当初の予定を下回る見込みとなったことなどに伴い減額補正をするものでございます。

また、第4款「保健事業費」、第1項「健康保持増進事業費」では、健康診査の受診者数が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、健康診査費を減額補正するも

のでございます。

また、第6款「諸支出金」では、一般会計における標準システムの改修に要する経費等としての繰出金を措置するものでございます。

以上が特別会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は76億2,127万5,000円の減額となり、これを補正前の予算額から差し引きいたしますと1,014億386万円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」の保険料等及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」の療養給付費負担金を、第3款「県支出金」の療養給付費負担金を、第4款「支払基金交付金」の後期高齢者交付金を、第7款「繰入金」の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を、それぞれ減額補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告もございません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決

されました。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決

されました。



日程第5 議員提出議案第1号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第5議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の趣旨弁明を求めます。

○8番（綾 宏君）議長——8番。

○議長（三笠輝彦君）綾 宏君。

〔8番（綾 宏君）登壇〕

○8番（綾 宏君）議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者を代表いたしまして、私から趣旨説明を申し上げます。

議会活動の範囲の明確化に関する規定が新たに整備されるなど、地方自治法の一部を改正する法律が昨年6月に成立したことに伴い、本広域連合議会会議規則において引用している条項を改めるため、関係条文を整備するものであります。

改正の内容は、議員の派遣について規定した会議規則第102条第1項中、「第100条第12項」を「第100条第13項」に改めるもので、地方自治法第112条の規定により、提出するものであります。

なお、附則といたしまして、改正規則の施行日については公布の日から施行しようとするものです。

以上で趣旨説明は終わりますが、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提出者の趣旨弁明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御発言がないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより議員提出議案第1号香川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第6 陳情第1号

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第6陳情第1号後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付に関する陳情を議題といたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付に関する陳情を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三笠輝彦君）起立なしであります。よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜り、まことにありがとうございました。

さて、昨年4月の長寿医療制度施行から、はや1年を迎えようとしている中、同制度をめぐる状況は少しずつ落ちつきを見せてはいるものの、解決していかなければならない諸課題もまだございます。

現在、政府・与党におきましては、新年度に向けて高齢者を初め医療関係者や保険者など多くの方々の御意見を伺いながら、改めて制度の見直し議論を進め、よりよい制度への改善を図ることといたしております。

本広域連合といたしましては、これら国の動向等を注視する中で、各市町と十分な連携を図るとともに、引き続き制度の円滑な運営に配慮しながら、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるように、鋭意努めてまいりたいと存じております。

どうか議員皆様方におかれましても、今後ともより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて、まことに簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三笠輝彦君）これにて平成21年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時28分 閉会

---

会議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 三 木 ま り

議 員 高 木 堅